

名古屋港管理組合公報

平成21年4月1日

(水曜日)

第433号

目次

○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則	1
○職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	1
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	2
○名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	2
○平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	3
○平成21年度名古屋港管理組合予算の要領	4
○平成20年度名古屋港管理組合補正予算の要領	10
○港湾施設の使用再開	11
○平成20年名古屋港管理組合告示第14号の一部改正	11
○名古屋港ポートビルの施設の廃止	11
○名古屋港ポートビルの施設の供用開始	11
訓 令	
○課の組織の分掌事務規程の一部を改正する規程	12
○名古屋港管理組合事務決裁規程の一部を改正する規程	12
○名古屋港管理組合公印取扱規程の一部を改正する規程	12
公 告	
○名古屋港港湾計画の変更の概要	16
議 会 事 項	
○名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則	17

規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「計画担当」を「企画担当」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 統計センターの分掌事務は、次のとおりとする。

一 港湾統計の作成及び解析に関すること。

二 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

第四条第一項第八号及び第九号並びに第二項を削る。

第八条中第二十六号を第二十七号とし、第七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 愛知県及び名古屋市との政策に係る連絡調整に関すること。

第二十七条中「第八条第二十五号」を「第八条第二十六号」に改める。

第二十九条第二項中「企画調整室計画担当に企画調整室計画担当統計センター所長」を「企画調整室企画担当に企画調整室企画担当統計センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第三号

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に関する規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「企画調整室計画担当統計センター所長」を「企画調整室企画担当統計センター所長」に、「企画調整室計画担当統計センター」を「企画調整室企画担当統計センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一条第十一号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第五号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。
第八条の二第五項中「百分の十六」を「百分の十七」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第六号

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合公有財産管理規則（昭和五十四年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「定める期間を超えることができない」を「掲げる場合に於て、当該各号に定める期間とする」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「五十年」の下に「（管理者が特に必要と認める場合に於ては、五十年を超える期間）」を加え、同項第五号中「五年」を「五年以内」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「二十年」を「二十年以内」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「三十年」を「三十年以内」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「事業用借地権」を削り、「第二十四條第一項」を「第二十三條第二項」に改め、「をいう。」を削り、「二十年」を「十年以上三十年未満」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 借地借家法第二条第一号に規定する借地権で同法第二十三條第一項の規定の適用を受けるものを設定して、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以上五十年未満

第二十二條第二項を次のように改める。

2 前項第四号から第六号までに定める貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、更新の期間は、当該各号に定める期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**名古屋港管理組合告示第六号**

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入
第1款 分担金及び負担金	9,657,738,484円
第1項 負担金	9,657,738,484円
第2款 使用料及び手数料	7,695,384,389円
第1項 使用料	7,695,367,289円
第2項 手数料	17,100円

第3款	国庫支出金	1,119,000,000円
第1項	国庫負担金	1,119,000,000円
第4款	財産収入	5,018,745,455円
第1項	財産運用収入	5,014,710,055円
第2項	財産売払収入	4,035,400円
第5款	寄附金	41,650,000円
第1項	寄附金	41,650,000円
第6款	繰入金	269,327,540円
第1項	他会計繰入金	269,327,540円
第7款	繰越金	1,365,720,291円
第1項	繰越金	1,365,720,291円
第8款	諸収入	1,537,339,337円
第1項	延滞金、加算金及び過料	901,182円
第2項	預金利子	17,330,408円
第3項	受託事業収入	93,059,913円
第4項	貸付金元利収入	1,139,614,948円
第5項	雑入	286,432,886円
第9款	組合債	8,287,500,000円
第1項	組合債	8,287,500,000円
歳入合計		34,992,405,496円
第1款	議会費	131,964,373円
第1項	議会費	131,964,373円
第2款	総務費	6,064,014,150円
第1項	総務管理費	5,993,510,494円
第2項	監査委員費	70,503,656円
第3款	企画調整費	1,004,209,408円
第1項	企画調整管理費	903,702,020円
第2項	調査費	100,507,388円
第4款	港営費	3,088,212,289円
第1項	港営管理費	1,241,932,081円
第2項	運営費	1,846,280,208円
第5款	建設費	10,477,825,585円
第1項	建設管理費	1,368,864,238円
第2項	整備費	9,108,961,347円
第6款	公債費	12,836,411,371円
第1項	公債費	12,836,411,371円
第7款	予備費	0円
第1項	予備費	0円
歳出合計		33,602,637,176円

名古屋港管理組合告示第7号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳入
第1款	水族館振興基金収入	804,296,558円
第1項	財産収入	6,643,138円
第2項	寄附金	582,426,351円
第3項	繰越金	1,979,529円
第4項	積戻金	213,247,540円
第2款	海事文化振興基金収入	75,889,415円
第1項	財産収入	371,598円
第2項	寄附金	3,645,230円
第3項	繰越金	72,587円
第4項	積戻金	41,800,000円
第5項	繰入金	30,000,000円
第3款	環境振興基金収入	89,056,063円
第1項	財産収入	1,803,394円

第2項	寄附金	50,972,669円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	14,280,000円
第5項	繰入金	22,000,000円
歳入合計		969,242,036円
第1款	水族館振興基金	799,046,558円
第1項	積立金	585,799,018円
第2項	繰出金	213,247,540円
第2款	海事文化振興基金	75,889,415円
第1項	積立金	34,089,415円
第2項	繰出金	41,800,000円
第3款	環境振興基金	89,056,063円
第1項	積立金	74,776,063円
第2項	繰出金	14,280,000円
歳出合計		963,992,036円

名古屋港管理組合告示第8号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成21年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成21年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成21年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,715,830 ^{千円}
	1 負担金	9,715,830
2 使用料及び手数料		6,272,001
	1 使用料	6,271,991
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,072,693
	1 国庫負担金	1,072,693
4 財産収入		5,134,484

		千円
	1 財 産 運 用 収 入	5,134,464
	2 財 産 売 払 収 入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		269,000
	1 他 会 計 繰 入 金	269,000
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		2,286,482
	1 延滞金、加算金及び過料	260
	2 預 金 利 子	4,663
	3 受 託 事 業 収 入	648,800
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,370,714
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	46,000
	6 雑 入	216,045
9 組 合 債		8,709,500
	1 組 合 債	8,709,500
歳 入 合 計		33,860,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		156,974
	1 議 会 費	156,974
2 総 務 費		4,106,309
	1 総 務 管 理 費	4,031,915
	2 監 査 委 員 費	74,394
3 企 画 調 整 費		1,219,966
	1 企 画 調 整 管 理 費	929,275
	2 調 査 費	290,691
4 港 営 費		3,490,376
	1 港 営 管 理 費	1,374,433

	2 運 營 費	2,115,943 ^{千円}
5 建 設 費		11,915,375
	1 建 設 管 理 費	1,511,595
	2 整 備 費	10,403,780
6 公 債 費		12,871,000
	1 公 債 費	12,871,000
7 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		33,860,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 ^{千円}
稲永ふ頭廃棄物埋立調査費	平成22年度	21,000
鍋田ふ頭道路整備費	平成22年度～平成24年度	3,012,100
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平成22年度～平成23年度	1,262,200
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成21年度～平成32年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、50,526千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成21年度～平成27年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、31,798千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成21年度～平成27年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、9,440千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	4,592,000	普通貸借 又債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
港湾整備事業	2,523,000			
単独事業	572,000			
コンテナ埠頭整備事業	1,022,500			
計	8,709,500			

平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		278,000
	1 財産収入	9,980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	268,000
2 海事文化振興基金収入		2,000
	1 財産収入	980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	1,000
3 環境振興基金収入		3,000
	1 財産収入	2,960
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
歳入合計		283,000

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		278,000 ^{千円}
	1 積立金	10,000
	2 繰出金	268,000
2 海事文化振興基金		2,000
	1 積立金	1,000
	2 繰出金	1,000
3 環境振興基金		3,000
	1 積立金	3,000
歳出合計		283,000

平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積 ^{平方メートル}	91,093
		専用使用許可面積 ^{平方メートル}	39,367
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 ^{平方メートル}	455,450
		専用使用許可面積 ^{平方メートル}	995,430
	荷役機械 13基	使用時間 ^{時間}	14,113
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事 ^{千円}	908,108

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	収益	2,984,000千円
第1項	営業	収益	2,976,299千円
第2項	営業外	収益	7,681千円
第3項	特別	利益	20千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費用	2,959,000千円
第1項	営業	費用	2,786,844千円
第2項	営業外	費用	162,136千円
第3項	特別	損失	20千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,348,970千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,323,970千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		81,030千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金		10千円
第2項	寄 附 金		10千円
第3項	貸 付 金 返 還 金		81,000千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入		10千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		1,430,000千円
第1項	建 設 改 良 費		540,600千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費		788千円
第3項	企 業 債 償 還 金		888,612千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 466,982千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成21年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

道路整備 70メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋 立 事 業 収 益		324,000千円
第1項	営 業 外 収 益		323,970千円
第2項	特 別 利 益		30千円
		支 出	
第1款	埋 立 事 業 費 用		425,000千円
第1項	営 業 費 用		399,669千円
第2項	営 業 外 費 用		15,301千円
第3項	特 別 損 失 費		30千円
第4項	予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,112,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		525,000千円
第1項	雑 収 入		349,000千円
第2項	貸 付 金 返 還 金		176,000千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		1,637,000千円
第1項	南 部 地 区 埋 立 事 業 費		25,400千円
第2項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費		433,400千円
第3項	南 5 区 埋 立 事 業 費		50,200千円
第4項	総 係 費		191,741千円
第5項	企 業 債 費		918,374千円
第6項	雑 支 出 費		7,885千円
第7項	予 備 費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 348,592千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

名古屋港管理組合告示第9号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成20年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成20年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成20年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,233,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	使用料及び手数料	7,365,766 ^{千円}	△ 154,040 ^{千円}	7,211,726 ^{千円}
	1 使用料	7,365,756	△ 154,040	7,211,716
3	国庫支出金	1,142,800	△ 16,960	1,125,840
	1 国庫負担金	1,142,800	△ 16,960	1,125,840
9	組合債	9,285,400	61,000	9,346,400
	1 組合債	9,285,400	61,000	9,346,400
	歳入合計	36,343,000	△ 110,000	36,233,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3	企画調整費	1,267,339 ^{千円}	△ 101,800 ^{千円}	1,165,539 ^{千円}
	2 調査費	307,646	△ 101,800	205,846
5	建設費	10,549,171	△ 8,200	10,540,971
	1 建設管理費	1,541,671	0	1,541,671
	2 整備費	9,007,500	△ 8,200	8,999,300
	歳出合計	36,343,000	△ 110,000	36,233,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	国直轄事業港湾管理者負担金	千円 390,000

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 4,543,000	千円 376,000	千円 4,919,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
港湾整備事業	767,000	△ 315,000	452,000			
計	9,285,400	61,000	9,346,400			

名古屋港管理組合告示第10号

平成20年名古屋港管理組合告示第14号で使用停止した次の港湾施設は、平成21年4月1日から使用を再開する。
平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭東部 I 荷さばき地 (金城東 I)	1	59号岸壁隣接	平方メートル 316	区画5の一部

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第11号

平成20年名古屋港管理組合告示第14号の一部を平成21年4月1日をもって次のように改正する。
平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「3,256平方メートル」を「1,099平方メートル」に、「区画1から5」を「区画4及び5」に改める。

名古屋港管理組合告示第12号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成21年3月31日に廃止した。
平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明二丁目501番1号	27,200㎡

名古屋港管理組合告示第13号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成21年4月1日から供用を開始する。
平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

1月1台を利用単位とする駐車場(普通自動車に限る。)
利用日指定の駐車場

名 称 (略 称)	駐車場の種類		位 置	有効収容台数	面 積
	その他の 駐車場	一 種			
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)		一種	名古屋市港区港町101番地、101番地先	109台	4,945㎡

訓 令

訓令第二号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

第一条第一号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。
ト 愛知県及び名古屋市との政策に係る連絡調整に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

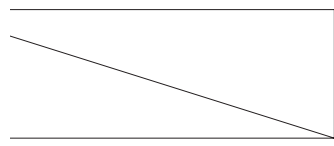
名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。
平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

別表第一の二（共通事務）の表担当課長専決事項の欄第四号中「企画調整室計画担当統計センター所長」を「企画調整室企画担当統計センター所長」に改める。

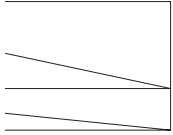
別表第二（個別事務）の表一企画調整室の表中

計画担当	一	出願工事の計画審査に関する事。
	二	港湾統計に関する事。
	三	港湾統計図書の編集及び発行に関する事。



を

企画担当	一	港湾統計に関する事。
	二	港湾統計図書の編集及び発行に関する事。
計画担当	一	出願工事の計画審査に関する事。



に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令第四号

組合内一般

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和三十六年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年 四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第四条第一号中「総務部総務課」の下に「(以下「総務課」という。)」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

- 3 会計管理者は、総務課長の立会いの下に、返納された公印を直ちに焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料等の取扱要綱（平成十七年訓第一号）第二条第三号の規定により、総務課において収集するものについては、この限りでない。

第十三条第一項中「公印」を「第七条第一項の規定にかかわらず、公印」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとする者は、刷込公印使用承認願（別記様式第七号）により、当該公印の管守者を経て、当該公印を所管する部長（室長を含む。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。

- 3 部長は、前項の承認をしたときは、総務部長に報告しなければならない。

第十三条第五項中「第一項の印刷により作成された」を「保管者は、」に、「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に、「総務課長」を「当該公印刷込用紙に印刷された公印の管守者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

- 5 第一項の規定により公印の印影を印刷した用紙（以下「公印刷込用紙」という。）を使用しようとする者は、原議又は証拠書類を提示して公印刷込用紙の保管者（以下「保管者」という。）の承認を受けなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（公告）

第十四条 組合印、管理者印又は会計管理者印を調製し、改刻し、又は廃止したときは、直ちにその種類、用途、印影、使用開始年月日（廃止の場合にあつては、使用廃止年月日）その他の事項を公告するものとする。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定に基づき印刷した印影について準用する。この場合において、前項中「調製し、改刻し」とあるのは「印刷し」と、「印影」とあるのは「印影の寸法、公印刷込用紙の名称」と読み替えるものとする。別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第7号 (第13条関係)

刷込公印使用承認願

年 月 日

部(室)長様

(申請者)

下記のとおり、公印を刷込使用したいので承認してください。

記

文書の名称	
公印の名称	
印影の伸縮の有無 及び寸法	有 (mm× mm) ・ 無
印刷の色彩	
保管者	
理由	

管 守 者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合公印取扱規程の規定に基づいて印刷されている公印副込用紙の使用については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合公印取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

ア 外貿コンテナ埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	延長（メートル）	用途	面積（ヘクタール）
西部地区	16	1,050	コンテナ船用	50

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	用途
西部地区	12	1	250	コンテナ船用

イ 外貿埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	用途
金城地区	10.5	2	500	貨物船用

ウ 効率的な運営を特に促進する区域

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	延長（メートル）	用途	面積（ヘクタール）
西部地区	16	1,050	コンテナ船用	50

- (2) 水域施設計画
以下のとおり計画する。
泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	12	1
	11	11
	12	1

航路・泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	12	10

- (3) 大規模地震対策施設計画
以下のとおり計画する。

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
西部地区	16	1,050	コンテナ船用

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
西部地区	12	1	250	コンテナ船用

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合議会議長 浜 田 一 徳

名古屋港管理組合議会規則第一号

名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合議会会議規則（昭和四十九年名古屋港管理組合議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第百四条の二第二項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合